

令和4年7月1日版

＜令和4年度＞  
経営回復支援金  
(4月・5月対象)

# 南房総市

## 地域商工業等経営回復支援金

### (4月・5月対象)

### — 申請要領 —

#### ＜受付期間＞

令和4年7月1日（金）～令和4年8月31日（水）（必着）

#### ＜提出先＞

＜富山地区・富浦地区・三芳地区の事業者の方＞

##### ■南房総市内房商工会

住所：〒299-2403 南房総市富浦町原岡 918

電話：0470-33-2257

＜白浜地区・千倉地区・丸山地区・和田地区の事業者の方＞

##### ■南房総市朝夷商工会

住所：〒295-0004 南房総市千倉町瀬戸 2294

電話：0470-44-1331

※本支援金の交付にあたり取扱う申請者の個人情報については、南房総市個人情報保護条例等の規定に基づき適正に管理し、本事業実施のために利用します。

# 目 次

I	支援金の概要	
1	趣 旨	P 1
2	交付額	P 1～P 2
II	対象要件	P 3～P 4
III	申請手続き	
1	申請書の提出	P 5～P 6
2	申請書類	P 7～P 18
3	交付の決定等	P 19
IV	その他留意事項（重要）	P 19
	（別紙）暴力団排除に関する規定（II対象要件（9）関係）	P 20

# I 支援金の概要

---

## 1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける市内事業者の徹底した感染防止対策並びに事業の継続及び回復をきめ細かく支援し、円滑な経営軌道の回復を確かなものとするため、南房総市地域商工業等経営回復支援金（以下「支援金」という。）を交付します。

## 2 交付額

交付額は、次ページ一覧表に掲げる支援金の額となります。

※宿泊事業者（旅館業法に基づく許可により営業する事業者）は、別表の支援金の額に、1客室あたり2万円を乗じた額を加算します。

※客室数は、原則として令和4年5月31日時点で、旅館業法に基づき保健所に届出されている客室数とします。

※加算額は、50万円を限度とします。

※加算額のみでの交付はありません。

※4月及び5月を対象とした本支援金の申請は1事業者につき1回限りとなります。

※従前の市の同種給付金の対象者であっても、要件を満たせば本支援金の申請は可能です。

※1箇月あたりの平均売上減少額が10万円未満の場合は、本支援金の対象となりません。

※「事業所」は、従業員及び設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われている場所をいいます。

※売上げは、市内事業所の合計とします。市内に事業所がない事業者は対象となりません。

※市や県、国から公共事業として受注する工事、業務等にかかる売上げについては、市長が特に認める場合を除き対象外とします。

<支援金額一覧>

<1箇月あたりの平均売上減少額> 【令和4年4月及び5月の2箇月間の売上の合計と、平成31年4月及び令和元年5月の2箇月間の売上の合計との差額（売上減少額）×1/2】	支援金の額
100,000円以上～200,000円未満	20,000円
200,000円以上～300,000円未満	40,000円
300,000円以上～400,000円未満	60,000円
400,000円以上～500,000円未満	80,000円
500,000円以上～600,000円未満	100,000円
600,000円以上～700,000円未満	120,000円
700,000円以上～800,000円未満	140,000円
800,000円以上～900,000円未満	160,000円
900,000円以上～1,000,000円未満	180,000円
1,000,000円以上～1,100,000円未満	200,000円
1,100,000円以上～1,200,000円未満	220,000円
1,200,000円以上～1,300,000円未満	240,000円
1,300,000円以上～1,400,000円未満	260,000円
1,400,000円以上～1,500,000円未満	280,000円
1,500,000円以上～1,600,000円未満	300,000円
1,600,000円以上～1,700,000円未満	320,000円
1,700,000円以上～1,800,000円未満	340,000円
1,800,000円以上～1,900,000円未満	360,000円
1,900,000円以上～2,000,000円未満	380,000円
2,000,000円以上～2,100,000円未満	400,000円
2,100,000円以上～2,200,000円未満	420,000円
2,200,000円以上～2,300,000円未満	440,000円
2,300,000円以上～2,400,000円未満	460,000円
2,400,000円以上～2,500,000円未満	480,000円
2,500,000円以上	500,000円

※平均売上減少額が10万円未満の場合は、本支援金の対象となりません。

※市内にある事業所の売上が対象です。市内に事業所がない事業者は対象になりません。

※宿泊事業者（旅館業法に基づく許可により営業する事業者）は、上表金額に客室数×2万円を加算します。なお、加算額の上限は50万円とし、加算額のみは交付はありません。

※客室数は、原則として令和4年5月31日時点で、旅館業法に基づき保健所に届出されている客室数とします。

※市や県、国から公共事業として受注する工事、業務等にかかる売上げについては、市長が特に認める場合を除き対象外とします。

## Ⅱ 対象要件

---

下記の要件を全て満たしている必要があります。

- (1) 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項における会社及び個人（以下、中小企業者という。）のうち、次ページ一覧表に掲げる業種を営む者等
- (2) 市内事業者（市内に本社、本店等の主たる事業所を有する事業者）であること。  
※市外に本社、本店等の主たる事業所を有する事業者であっても、市内に事業所及び市内雇用者を有する事業者にあつては市内事業者とみなします。  
※市内雇用者・・・本市に住所を有し、雇用保険又は社会保険の被保険者である従業員
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響により、市内事業所における令和 4 年 4 月及び 5 月の 2 箇月間の売上げの合計が、平成 31 年 4 月及び令和元年 5 月の 2 箇月間の売上げの合計に比して、20%以上減少していること。（新規創業し、又は事業承継等した中小企業者等の場合は、市長が別に定める期間とする。）
- (4) 令和 4 年 4 月及び 5 月の 2 箇月間における営業日数が過半であること。
- (5) 事業内容が公の秩序若しくは善良の風俗を害することとなるおそれがないこと。
- (6) 事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を順守していること。
- (7) 法人、法人（団体）の代表者又は個人事業主に市税、介護保険料の滞納がないこと。また、申請時点において給水停止予告を受けていない者であること。
- (8) 現に事業を営み、今後継続して 1 年以上にわたって市内事業所を運営すること。ただし、やむを得ない休業等の事情により市長が特に認める場合は、この限りでない。
- (9) 「暴力団排除に関する規定」（P20 参照）を遵守していること。

※南房総市が資本金の過半を出資する法人又は株式の過半を所有する法人は対象となりません。

<対象となる業種の一覧>

中小企業基本法上の区分	(参考) 日本標準産業分類上の分類 (第13回改定(平成26年4月1日施行))	中小企業者 (下のいずれかを満たす者)	
		資本金	従業員数
1. 卸売業	(1) 【卸売業、小売業】のうち卸売業	1億円以下	100人以下
2. 小売業	(1) 【卸売業、小売業】のうち小売業	5,000万円以下	100人以下
	(2) 【宿泊業、飲食サービス業】のうち ①飲食店 ②持ち帰り・配達飲食サービス業		
3. サービス業	(1) 【情報通信業】のうち ①放送業 ②情報サービス業 ③映像情報制作 ④音声情報制作業 ⑤広告制作業 ⑥映像、音声、文字 情報制作付帯サービス業	5,000万円以下	50人以下
	(2) 【不動産業、物品賃貸業】のうち ①駐車場業 ②物品賃貸業		
	(3) 【学術研究、専門・技術サービス業】		
	(4) 【宿泊業、飲食サービス業】のうち宿泊業		
	(5) 【生活関連サービス業、娯楽業】※旅行業を除く		
	(6) 【教育、学習支援事業】		
	(7) 【医療、福祉】		
	(8) 【複合サービス業】		
	(9) 【サービス業(他に分類されないもの)】		
	(10) 【サービス業(他に分類されないもの)】		
4. 製造業、建設業、運輸業、その他の業種(1~3を除く)	(1) 【鉱業、採石業、砂利採取業】	3億円以下	300人以下
	(2) 【建設業】		
	(3) 【製造業】		
	(4) 【電気・ガス・熱供給・水道業】		
	(5) 【情報通信業】※3を除く		
	(6) 【運輸業、郵便業】		
	(7) 【金融業、保険業】		
	(8) 【不動産業、物品賃貸業】※3を除く		
	(9) 【宿泊、飲食サービス業】※3を除く		
	(10) 【生活関連サービス業、娯楽業】のうち旅行業		

<本支援金の対象となる法人> ※中小企業基本法による定義

①株式会社、②合名会社、③合資会社、④合同会社、⑤(特例)有限会社、⑥弁護士法に基づく弁護士法人、⑦公認会計士法に基づく監査法人、⑧税理士法に基づく税理士法人、⑨行政書士法に基づく行政書士法人、⑩司法書士法に基づく司法書士法人、⑪弁理士法に基づく特許業務法人、⑫社会保険労務士法に基づく社会保険労務士法人、⑬土地家屋調査士法に基づく土地家屋調査士法人、⑭社会福祉法人、⑮医療法人、⑯特定非営利活動法人

<本支援金の対象とならない法人> ※中小企業基本法による定義

①一般社団・財団法人、②公益社団・財団法人、③学校法人、④宗教法人、⑤農事組合法人、⑥農業法人、⑦有限責任事業組合(LLP)、⑧組合(農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合等)

<上記以外で対象となる法人以外の団体等について(下記の全てを満たす者)>

- ・法人番号を有していること
- ・収益事業に伴う法人税の課税事業者であること
- ・雇用保険被保険者である従業員を有していること

## Ⅲ 申請手続き

### 1 申請書の提出

#### (1) 申請受付期間

令和4年7月1日（金）から令和4年8月31日（水）まで（必着）

#### (2) 申請書類の受付窓口

以下の窓口で申請書類の受付をします。

提出は郵送を原則としますが、やむを得ない場合は持ち込みも可とします。

■南房総市内房商工会 〈富山地区・富浦地区・三芳地区の事業者の方〉

住所：〒299-2403 南房総市富浦町原岡 918 電話：0470-33-2257

■南房総市朝夷商工会 〈白浜地区・千倉地区・丸山地区・和田地区の事業者の方〉

住所：〒295-0004 南房総市千倉町瀬戸 2294 電話：0470-44-1331

※申し込み期限は、令和4年8月31日（水）となります。（必着）

※「南房総市コロナ支援金申請受付宛て」と明記すること。

#### (3) 申請書類の入手方法

①商工会及び市役所の窓口で申請書類を設置しています。

<商工会>

■南房総市内房商工会 〈富山地区・富浦地区・三芳地区の事業者の方〉

南房総市富浦町原岡 918 0470-33-2257

■南房総市朝夷商工会 〈白浜地区・千倉地区・丸山地区・和田地区の事業者の方〉

南房総市千倉町瀬戸 2294 0470-44-1331

<市役所>

■南房総市役所本庁舎別館1 商工観光部商工課

住所：南房総市富浦町青木 28 番地

電話：0470-33-1092

■南房総市朝夷行政センター

住所：南房総市千倉町瀬戸 2296 番地 6

電話：0470-44-1111

■南房総市役所富山地域センター

住所：南房総市久枝 327 番地

電話：0470-57-2511

■南房総市役所三芳地域センター

住所：南房総市谷向 100 番地

電話：0470-36-2111

■南房総市役所白浜地域センター

住所：南房総市白浜町白浜 3467 番地 1

電話：0470-38-3111

■南房総市役所丸山地域センター

住所：南房総市岩糸 2489 番地

電話：0470-46-3111

■南房総市和田地域センター

住所：南房総市和田町仁我浦 206 番地

電話：0470-47-3111

②南房総市ホームページからのダウンロードが可能です。

【URL】 <https://www.city.minamiboso.chiba.jp/0000016996.html>





## 2 申請書類

以下の申請書類を提出してください。ただし、令和2年度及び令和3年度において、以下のいずれかの交付を受けた方は、省略できる書類があります。

<令和2年度>

- (1)南房総市新型コロナウイルス対応中小企業等持続化給付金  
 (2)同活力創出支援給付金 (3)同活力継続支援給付金 (4)同緊急支援給付金

<令和3年度>

- (5)南房総市地域商工業等活性化支援給付金(3月・4月・5月対象)  
 (6)同継続支援給付金(6月及び7月対象) (7)同継続支援給付金(8月及び9月対象)  
 (8)同継続支援給付金(10月及び11月対象) (9)同経営活力創出支援金(12月及び1月対象)  
 (10)同経営活力創出支援金(2月及び3月対象)

※追加書類の提出及び説明を求めることがあります。また、申請書類の返却はいたしません。

申請書類一覧		チェック
①	南房総市地域商工業等経営回復支援金交付申請書(請求書)(第1号様式) (P8~P10参照)	<input type="checkbox"/>
②	誓約書(第2号様式) (P11参照)	<input type="checkbox"/>
③	振込先口座を確認できる書類(通帳の写し) (P12参照) この書類は、令和2年度及び令和3年度における、上記(1)~(10)の給付金の対象者に限り、省略できます。※ただし、内容に変更のない方に限ります。	<input type="checkbox"/>
④	【個人事業主のみ】 本人確認書類の写し(運転免許証、パスポート等) (P13参照) この書類は、令和2年度及び令和3年度における、上記(1)~(10)の給付金の対象者に限り、省略できます。※ただし、内容に変更のない方に限ります。	<input type="checkbox"/>
⑤	平成31年4月及び令和元年5月の2か月間の売上げが確認できる書類 (平成31年(令和元年)分の確定申告書の写し) (P14~P15参照)	<input type="checkbox"/>
⑥	減収月(令和4年4月及び5月の2箇月間)の売上げが確認できる書類 (売上台帳等の写しなど) ※様式任意 (P16参照)	<input type="checkbox"/>
⑦	【新規創業、事業承継・法人成特例の方のみ】 特例に該当することが確認できる書類の写し (P16~P17参照)	<input type="checkbox"/>
⑧	【市外に本社、本店等の主たる事業所がある事業者のみ】 <input type="checkbox"/> 市内雇用者名簿 <input type="checkbox"/> 雇用保険又は社会保険の被保険者証の写し (P18参照)	<input type="checkbox"/>

①南房総市地域商工業等経営回復支援金交付申請書（請求書）

記載上の留意点（法人）

この申請書は、請求書を兼ねているため、書き損じの際の見え消しや修正ペン等による修正ができません。修正が必要な場合は、申請事業者欄と同様の印鑑により訂正印を押して下さい。  
**ただし、「■支援金申請額」欄の金額の訂正はできませんので、書き直しをお願いします。**

<令和4年度 経営回復支援>  
 (4月・5月対象)

(請求書)

るため、第5条の規定により支援  
 事実と相違ありません。また、

の交付を申請します。なお、下記記載事項及び添付書類の内容については、支援金の交付が決定した場合、当方指定口座へ振り込みをお願いします。

年 月 日  
 南房総市長 宛

法人名を記載

申請事業者 担当者氏名  
 代表者 ⑤ 連絡先  
 所在地 記

申請企業の情報	申請事業者名(法人名又は個人事業主名)	フリガナ				
		名称				
	業種		営業内容			
	中小企業者等であることの確認	資本金	円	従業員数	人	
	申請者の種別	選択	法人(団体)	法人番号		
			個人事業主	住所		
市内事業所所在地 (市内に複数ある場合は裏面も記載)	事業所名		住所			
特例に該当する場合の特例名称						

□支援金の額

売上状況	平成31年4月及び令和元年5月の2箇月間の売上げの合計			売上高A	円
	令和4年4月及び5月の2箇月間の売上げの合計			売上高B	円
	減少の率	%	A-Bの額	円	左記の額×1/2 (平均売上減少額)
	平均売上減少額に応じた支援金の額(要領P2)			円	①

□加算額の該当なし □加算額の該当あり

市内宿泊事業所における客室数  × 20,000円 =  円 ②

※加算額は500,000円を上限とする。

20%以上が要件となります。

■支援金申請額(①+②)

円

<添付書類>

- 誓約書(別記) **原則として、令和4年5月31日時点における保健所** **必ず記載**
- 平成31年4月及び令和元年5月の2箇月間の売上げが確認できる書類 **事業** **2箇月間の売上げが確認でき**
- 振込口座が確認できる書類  特例に関する書類(特例の場合)
- その他市長が特に必要と認める書類

- ※1 業種区分は①卸売業、②小売業、③サービス業、④製造業、建設業、運輸業、その他の業種(①~③を除く)から選択すること
- ※2 複数の市内事業所を有する場合は、裏面「事業所別明細書」を作成すること
- ※3 申請企業の情報欄における「住所」は添付の本人確認資料記載の住所としてください。
- ※4 特例に該当する場合は、申請要領を確認の上、記入願います。
- ※5 申請内容に修正が生じた場合には、速やかに再提出してください。

添付した書類にチェックを記入

## 事業所別明細書

市内に複数の事業所がある場合、それぞれの事業所名、所在地を記載して下さい。

## ■事業所の所在状況

①	事業所名		住所	
②	事業所名		住所	
③	事業所名		住所	
④	事業所名		住所	
⑤	事業所名		住所	

## ■事業所別の売上金額

売上高Aの額	円
--------	---

①	事業所名		売上高A	円
②	事業所名		売上高A	円
③	事業所名		売上高A	円
④	事業所名		売上高A	円
⑤	事業所名		売上高A	円

売上高Bの額	円
--------	---

①	事業所名		売上高B	円
②	事業所名		売上高B	円
③	事業所名		売上高B	円
④	事業所名		売上高B	円
⑤	事業所名		売上高B	円

市内の事業所ごとに内訳を記載して下さい。  
売上高A、Bそれぞれの額が、申請書（表面）の  
売上高A、Bと一致するように作成して下さい。

この申請書は、請求書を兼ねているため、書き損じの際の見え消しや修正ペン等による修正ができません。修正が必要な場合は、申請事業者欄と同様の印鑑により訂正印を押して下さい。  
 ただし、「■支援金申請額」欄の金額の訂正はできませんので、書き直しをお願いします。

＜令和4年度 経営回復支援＞  
 （4月・5月対象）

（請求書）

ため、第5条の規定により支援

金の交付を申請します。なお、下記記載事項及び添付書類の内容については、事実と相違ありません。また、支援金の交付が決定した場合、当方指定口座へ振り込みをお願いします。

年 日 日  
 南房総市長 宛

商号等を記載

申請事業者 担当者氏名

代表者

連絡先

所在地

個人事業主は記入不要

住民票上の住所を記載

記

申請企業の情報	申請事業者名(法人名又は個人事業主名)	フリガナ				
	業種	名称	営業内容			
	中小企業者等であることの確認	資本金	円	従業員数	人	
	申請者の種別	選択	法人(団体)	法人番号		
			個人事業主	住所		
	市内事業所所在地(市内に複数ある場合は裏面も記載)	事業所名	住所			
特例に該当する場合の特例名称						

□支援金の額

売上状況	平成31年4月及び令和元年5月の2箇月間の売上の合計			売上高A	円
	令和4年4月及び5月の2箇月間の売上の合計			売上高B	円
	減少の率	%	A-Bの額	円	左記の額×1/2 (平均売上減少額)
	平均売上減少額に応じた支援金の額(要領P2)				円

□加算額の該当なし □加算額の該当あり

市内宿泊事業所における客室数  × 20,000円 =  円 ②

※加算額は500,000円を上限とする。

20%以上が要件となります。

■支援金申請額(①+②)

円

＜添付書類＞

- 誓約書(別記第2) **原則として、令和4年5月31日時点における保健所** 主に **必ず記載**
- 平成31年4月及び令和4年5月の2箇月間の売上げが確認できる書類 月間の売上げが確認でき
- 振込口座が確認できる書類  特例に関する書類(特例の場合)
- その他市長が特に必要と認める書類

- ※1 業種区分は①卸売業、②小売業、③サービス業、④製造業、建設業、運輸業、その他の業種(①～③を除く)から選択すること
- ※2 複数の市内事業所を有する場合は、裏面「事業所別明細書」を作成すること
- ※3 申請企業の情報欄における「住所」は添付の本人確認資料記載の住所としてください。
- ※4 特例に該当する場合は、申請要領を確認の上、記入願います。
- ※5 申請内容に修正が生じた場合には、速やかに再提出してください。

添付した書類にチェックを記入

## 誓約書

私は、南房総市地域商工業等経営回復支援金の申請をするに当たり、下記該当項目の内容について、誓約します。誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、支援金の交付を受けられないことについて、異議はありません。また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

### 記

**以下の5項目は、本支援金の申請にあたり、全ての事業者が誓約する必要があります。**

- 申請内容に虚偽はありません。
- 現在、事業の運営にあたり、関連する法令及び条例等を遵守しています。
- 現在の事業内容は、公の秩序若しくは善良の風俗を害するおそれがない事業です。
- 申請時点において、市税、介護保険料の滞納及び市上水道の給水停止予告を受けておらず、当該市税等の調査について同意します。
- 現に事業を営み、かつ令和4年4月及び5月の2箇月間の営業日数が過半であり、今後も1年以上にわたって同事業を継続します。

### 該当する方はチェック

- 南房総市新型コロナウイルス対応中小企業等持続化給付金交付要綱（令和2年南房総市告示第130号）、南房総市新型コロナウイルス対応中小企業等活力創出支援給付金交付要綱（令和2年南房総市告示第166号）、南房総市新型コロナウイルス対応中小企業等活力継続支援給付金交付要綱（令和2年南房総市告示第198号）、南房総市新型コロナウイルス対応中小企業等緊急支援給付金交付要綱（令和3年南房総市告示第14号）、南房総市地域商工業等活性化支援給付金交付要綱（令和3年南房総市告示第153号）、南房総市地域商工業等継続支援給付金交付要綱（令和3年南房総市告示第167号）又は南房総市地域商工業等経営活力創出支援金交付要綱（令和4年南房総市告示第11号）に基づく申請書類について、地域商工業等経営回復支援金の審査のために市が当該書類を確認することについて同意します。

年 月 日

南房総市長 宛

所在地

名称

代表者名

※法人の代表者又は個人事業主が自署してください。

### ③振込先口座を確認できる書類

この書類は、令和2年度の新型コロナウイルス対応中小企業等持続化給付金及び（同）活力創出支援給付金、（同）活力継続支援給付金、（同）緊急支援給付金の交付対象者、令和3年度の地域商工業等活性化支援給付金（3月・4月・5月対象）、地域商工業等継続支援給付金（6月・7月対象）、（8月及び9月対象）、（10月及び11月対象）、南房総市地域商工業等経営活力創出支援金（12月及び1月対象）及び（2月及び3月対象）の対象者に限り、省略できます。

※ただし、内容に変更のない方に限ります。

口座の通帳の写し

（法人・団体の場合）法人・団体名義

（個人事業主の場合）本人名義

※銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人が確認できるようコピーして下さい。

※上記が確認できるように、必要であれば、通帳のオモテ面と通帳を開いた1・2ページ目の両方を添付してください。

※電子通帳などで、紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画面等の画像を提出してください。

同様に当座口座で紙媒体の通帳がない場合も、電子通帳等の画像を提出してください。

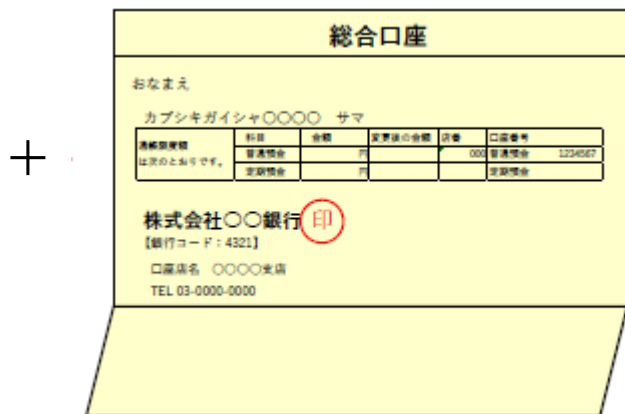
※画像が不鮮明な場合や、銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人が1つでも確認できない場合は、振込ができず、支援金のお支払いができません。

※やむを得ない事情により、申請者名と振込先口座の名義が異なる場合はご相談下さい。

通帳のオモテ面



通帳を開いた1・2ページ目



#### ④【個人事業主の場合】本人確認書類の写し

この書類は、令和2年度の新型コロナウイルス対応中小企業等持続化給付金及び（同）活力創出支援給付金、（同）活力継続支援給付金、（同）緊急支援給付金の交付対象者、令和3年度の地域商工業等活性化支援給付金（3月・4月・5月対象）、地域商工業等継続支援給付金（6月・7月対象）、（8月及び9月対象）、（10月及び11月対象）、南房総市地域商工業等経営活力創出支援金（12月及び1月対象）及び（2月及び3月対象）の対象者に限り、省略できます。

※ただし、内容に変更のない方に限ります。

本人確認書類は、下記の（ア）から（エ）のいずれかの写しを住所・氏名・顔写真がはっきりと判別できるかたちで提出してください。

（ア）運転免許証（両面）（返納している場合は、運転経歴証明書で代替可能。）

（イ）個人番号カード（オモテ面のみ）

（ウ）写真付きの住民基本台帳カード（オモテ面のみ）

（エ）在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書（在留の資格が特別永住者のものに限る。）（両面）

※いずれの場合も申請を行う月において有効なものであり、記載された住所が申請時に登録する住所と同一のものに限る。なお、（ア）から（エ）を保有していない場合は、（オ）又は（カ）で代替することができるものとします。

（オ）住民票の写し及びパスポート（顔写真の掲載されているページ）の両方

（カ）住民票の写し及び各種健康保険証（両面）の両方

※住民票は、個人番号の入っていないものに限りです。

※健康保険証の写しは、保険者番号及び被保険者等記号・番号をマスキング(黒で塗りつぶし)してください。



⑤平成31年4月及び令和元年5月の売上げが確認できる書類

□平成31年（令和元年）分確定申告書の写し

<法人（団体）の場合>

□ 法人税の確定申告書別表一の控え

□ 法人事業概況説明書の控え

■ 確定申告書第一表

■ 法人事業概況説明書

※申告受付機関の受付印が押印されているものに限ります。

※e-Tax を通じて申告を行っている場合、下記の受信通知をあわせて提出して下さい。



<個人事業主の場合（青色申告の場合）>

□ 所得税の確定申告書第一表の控え

■ 確定申告書第一表

□ 所得税の青色申告決算書の控え

■ 所得税青色申告決算書

※申告受付機関の受付印が押印されているものに限りです。

※e-Tax を通じて申告を行っている場合、受信通知をあわせて提出して下さい。

<個人事業主の場合（白色申告の場合）>

□ 所得税の確定申告書第一表の控え

■ 確定申告書第一表

□ 所得税の収支内訳書の控え

■ 収支内訳書

※申告受付機関の受付印が押印されているものに限りです。

※e-Tax を通じて申告を行っている場合、下記の受信通知をあわせて提出して下さい。

**⑥令和4年4月及び5月の2箇月間の売上げが確認できる売上台帳の控え**

- ※フォーマットの指定はありませんので、経理ソフト等から抽出したデータ、エクセルデータ、手書きの売上台帳などでも構いません。書類の名称も「売上台帳」でなくても構いません。
- ※ただし、提出するデータが対象期間（令和4年4月及び5月）の事業収入であることを確認できる資料を提出してください。
- ※なお、法人の場合は法人名、個人の場合は屋号もしくは個人名が台帳で確認できる箇所を併せて提出してください。 ※通帳の写しは、売上台帳として活用いただけません。

**⑦新規創業特例、事業承継・法人成特例・法人以外の団体の場合】**

⑤の書類確認が難しい場合、以下の書類をご用意の上、特例に該当する場合の要件（P17）を必ずご確認ください。

なお、令和2年1月以降の新規創業は本支援金の対象となりません。

**(ア) 法人の場合**

□ 法人設立届出書の写し（1枚）

※「設立形態」の欄が①「個人企業を法人組織とした法人である場合」を選択されていること。

※②「整理番号」の欄に個人の確定申告の番号を記載していること。

※当該届出書は、設立日が、新規創業特例の場合は平成31年4月1日から令和元年12月31日までの間、事業承継・法人成特例の場合は令和2年1月1日から令和4年3月31日までの間であること。

法人設立届出書 (Form for Corporate Establishment) showing fields for establishment date, capital, and representative director.

**(イ) 個人事業主の場合**

□ 個人事業の開業・廃業等届出書の写し（1枚）

※当該届出書は、開業日が、新規創業特例の場合は平成31年4月1日から令和元年12月31日までの間、事業承継・法人成特例の場合は令和2年1月1日から令和4年3月31日までの間であること。

個人事業の開業・廃業等届出書 (Form for Individual Business Opening/Closing) showing fields for business name, address, and start date.

## (ウ) 法人以外の団体の場合

法人番号を有し、収益事業に伴う法人税課税事業者であること及び従業員（雇用保険被保険者）雇用状況を確認の上、支給対象とします。  
必要書類については、以下を参照して下さい。

### <特例に該当する場合の要件>

#### (1) 新規創業特例

##### <平成 31 年 4 月及び令和元年 5 月の 2 箇月間の売上げが確定申告書で確認できない場合>

平成 31 年 4 月以降の創業であって、確定申告書において平成 31 年 4 月及令和元年 5 月の売上合計額が確認できない場合

⇒ 平成 31 年 4 月以降開業後の総収入を開業後月数<sup>\*</sup>で按分した額の 2 箇月分にて比較して下さい。

※開業後月数は、操業日数にかかわらず、1 か月とみなします。

※開業後月数は、令和元年 12 月までの算定とします。

#### (2) 事業承継・法人成特例

事業承継や法人成の時期により、必要書類をご案内させていただきます。  
対象者は、商工課（0470-33-1092）までお問い合わせください。

#### (3) 確定申告特例

##### <平成 31 年の確定申告の義務がない場合や、その他相当の事由により提出できない場合>

平成 31 年分の市民税・都道府県民税の申告書類の控えを提出いただき、参照することで、当該書類より月平均売上額を算出し、平成 31 年の 4 月及び令和元年 5 月の 2 箇月間の売上げとみなします

#### (4) 白色申告特例

##### <白色申告のため、平成 31 年の月別の売上げが確認できない場合>

平成 31 年の年間売上げより月平均売上げを算出し、2 箇月分とすることで、平成 31 年 4 月及び令和元年 5 月の 2 箇月間の売上げとみなします。

#### (5) 法人以外の団体特例

##### 【追加で必要な書類】

法人税領収書類の写し（直近年分）       雇用保険被保険者証の写し

⑧市内雇用者名簿（市外に本社、本店等の主たる事業所がある事業者のみ）

市内雇用者名簿

番号	氏名	生年月日				住所	職名
		元号	年	月	日		
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

現在における（私 ・ 当法人（団体））の市内雇用者の名簿に相違ありません。

令和 年 月 日

住所（主たる事業所の所在地）

氏名（名称及び代表者）

⑧

※雇用保険又は社会保険の被保険者証（1名分で可）の写しを添付すること。

### 3 交付の決定等

申請書を受理した後、その内容を審査の上、適正と認められたときは支援金を交付します。

申請書類の審査の結果、本支援金を交付する旨を決定したときは、後日、交付決定通知書を発送いたします。なお、支給しない旨の決定をしたときは、その旨を通知いたします。

## IV その他留意事項

---

### (1) 本支援金の交付後、対象要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合

#### 本支援金の返還請求をいたします。

ア 市は必要に応じて、申請内容の状況について調査する場合があります。その場合、交付対象は市に協力するとともに、速やかに状況を報告願います。

イ 交付対象者は、本支援金の申請にかかる書類一式について、帳簿及び全ての証拠書類を備えておかなければなりません。

## 暴力団排除に関する規定（Ⅱ対象要件（９）関係）

（別紙）

交付を受けようとする事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に参与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。))が、将来においても、次の各号のいずれにも該当しないこと。

- 一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- 二 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）
  - ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知つて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為
  - イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為
  - ウ 千葉県又は市の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為
- 三 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者